

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	地縁による団体の認可	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第260条の2第1項	
連 絡 先	(電話 621-5510)	
審 査 基 準	基 準	別紙のとおり
	参 考 事 項	地方自治法施行規則第18条から第22条
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 3月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 20日 (休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>○地方自治法 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。</p> <p>(1) 目的 (2) 名称 (3) 区域 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 構成員の資格に関する事項 (6) 代表者に関する事項 (7) 会議に関する事項 (8) 資産に関する事項</p> <p>4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。</p> <p>○地方自治法施行規則 第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。</p> <p>(1) 規約 (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (3) 構成員の名簿 (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 (5) 申請者が代表者であることを証する書類</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。</p>
------	----	--